

終身会員制度

定年あるいは病気などの理由で退職する日本ロレンス協会会員に、退職後も未長く同協会に留まっていたことを奨励するために、終身会員制度を創設する。以下の条件を満たす会員は、終身会員費 30,000 円を払うことにより、終身会員の資格を得る。

終身会員は、一般会員同様、学会など本協会主催のイベントに参加すること、および本協会主催の学会で研究発表を行うことが出来、また、本協会発行の学会誌やニューズレターなどが郵送される。

但し、終身会員は、会長、副会長、評議員、会計監査など、会員互選により選ばれる役職に就くことは出来ない。

条件：(1) 現在日本ロレンス協会会員であること、(2) 未納会費がないこと、(3) 定年、病気・怪我など不可抗力的な理由で、専任・非常勤ともに、退職していること、または同様の理由での退職を今後 1 年以内に予定していること

手続き：郵便振替で終身会員会費 (30,000 円) を送金する場合は、郵便振替用紙備考欄に、退職理由とともに、終身会員希望と書いて申し込む。大会時に会費を払う場合は、あらかじめ大会出欠の葉書に「終身会員希望」と記して協会事務局に送ってから、大会時に終身会員会費 (30,000 円) を支払うことで、終身会員となる。

尚、復職した場合、あるいは退職予定を変更して職に留まる場合は、終身会員の資格を失う。その際は、速やかに協会事務局に報告し、会費過払いの場合は精算して、一般会員のステータスに戻ることとする。

尚、終身会員には、年 2,000 円以上の協会維持協力費をお願いすることとする。但し、これはあくまでもお願いであって、終身会員は維持協力費を払う義務を持たない。